

東京都 土地改良だより

発行所

社団法人 東京都土地改良協会
千代田区九段内3ノ1
東都山浦印刷株式会社
印刷所 山浦印刷

主張

土地改良法の大改正が要望されて久しい。政府提案が遅れて或る時は議員提出として出す話もあったがこの程ようやく政府提案をもって成立を得た。それ程この法律の改正には一得一失のむづかしい点があると思う。

改正の要点は土地改良事業手続の簡素化にもあるが特に追加条文として土地改良協会事業のあり方についてこれをこの法律中に取り上げた事にある。これ迄片すみに押しやられて居た協会事業を土地改良法の中に盛り込んで従来個々の土地改良区よりなお弱い発言力しか持ち得なかつたいはどうらなる存在から抜き出して名実共に一人前にして土地改良に必要な援助機関として活動させようとするのである。

あつて改正案を政府案としてとり上げられたものと思ふ。改正の要点は土地改良事業手続の簡素化にもあるが特に追加条文として土地改良協会事業のあり方についてこれをこの法律中に取り上げた事にある。これ迄片すみに押しやられて居た協会事業を土地改良法の中に盛り込んで従来個々の土地改良区よりなお弱い発言力しか持ち得なかつたいはどうらなる存在から抜き出して名実共に一人前にして土地改良に必要な援助機関として活動させようとするのである。

思われるが強力かつ健全な素質を持つものであるから土地改良事業の奨励及び推進の上に非常に力強い農家の側から云つても農業土木専門の技術援助ないしサービス機関が出来ること、なれば明るい気持で農業経営の改善に一踏張りやろと云う新生面への転回の可能性となるであらう。然し乍ら近來農家は多くの農民団体と称するものを持つことにあきて農民団体のあり方に注目するようになって来て居る。この際土地改良事業団体連合会が法制化されることは、こゝにも又一つ農民団体の名のもとに役所の御用機関がふえるかの誤解を生じないように充分な用意が必要であらう。

土地改良協会に対する批判や非難を抱くと云う主な点は土地改良事業に貢献しないサービスする形で会費分担金等を取られその実何等恩典にあずからず還元途を講じないと云うことなるかも知れないそれは確かに

近來は若い技術者を養成しながらこれを区画整理の援助に向けて僅かに独立採算の活路を求め来たつたのであつて昭和三十一年度の成績は可成り見るべきものがある。この基盤において土地改良事業団体連合会に発展することは将来に明るい希望を求めることが出来るものと信ずる。

会費分担金の額に感じない。政治的な予算獲得運動や官民縦の線横の線の連絡事務に追われる事が多く有能職員不足と云うこともあつたが、この傾向は自からじりに足を引き張られて動きのとれない状態におち入ることを度々経験して来た。

昭和三十二年土地改良事業
東京都第一次割当きまる
農林省

一、都道府県管大規模かんがい排水事業
事業費 補助金
毛長堀 一六、一八〇千円 八、〇九〇千円 排水水路
江戸川 八、〇一〇 四、〇〇五 用水路
二、都道府県管小規模かんがい排水事業
大丸 九、二七、一九〇千円 二、三、五九五 頭首工
日野 七、六三〇 三、三二五 用水路
三、代行閉壟
割当額
泉津 一、七〇〇千円
元村第三 一、二二〇
四、災害復旧事業
二十九年事業費
五、〇六二千円
補助金 三、二九〇千円
三十年事業費
三、三八四千円
補助金 二、一九九千円
三十一年度事業費
一、七九四千円
補助金 一、一六六千円
合計 一〇、二四〇千円
補助金 六、六五五千円
五、団体管土地改良事業
七生村 かんがい排水
事業費 五、〇〇〇千円
水元 区劃整理
事業費 一〇、〇〇〇千円
事業費 二、三〇〇千円
暗渠排水
八丈島 客土
事業費 二、〇〇〇千円
計 一九、三〇〇千円
六、小団地開発整備事業
八王子市
暗渠排水、用水路

昭和三十三年五月二十
六、七両日に亘り、東京都
渋谷区朝風旅館に於いて、
総会を開催し各都県土地改
良協会提出事項説明、協議
し次期当番県山梨県土地改
良協会に御願することに決
定した。

東京都土地改良協会
通常総会開催につい
て
昭和三十三年六月十七日午
後一時より東京都千代田区
有楽町日本交通協会会議室
に於て昭和三十一年度予算
並に三十一年度決算其他事
業報告等審議のため開催す
る。

関東一都九県土地改良
協会連合会昭和三十三年
年度春期総会開催



区劃整理事業進む
新中川沿岸第三土地改良区

東京都江戸川区西一之江1丁目外3カ町
130町歩
484名
区画整理事業
1,852万6千円
着工 昭和30年12月
完了 昭和33年3月 見込
理事長 大場正雄
副理事長 大場次郎
同 大場栄吉
常任理事兼会計担当理事 大場新蔵

東京都土地改良事業の将来

—— 実施可能量調査まとめとまる ——

農林省に於て、土地改良事業の計画的推進を計る為昭和三十七年度を目標に確実性のある土地改良事業実施可能量調査を各都道府県に求めたが、この程まとまった都の報告書を見てみよう。

都営に於ては、現在継続中の大丸外三地区(今後の事業費総額四七三、六二三千円)に、新規として、既報の秋留台地畑地かんがい事業、及び元八王子(畑かん)西府、多摩・上下之割花畑(いづれも用水改良)の五地区に総事業費五八

工種	地区	事業費	受益面積	増産石数
かん排	13	一、〇〇〇千円	八三町	三、八九七石
暗排	3	一七、三〇〇	充	六、九〇〇
区劃整理	21	二九、〇〇〇	三、二九	三、三三三
農道	16	三〇、〇〇〇		

六、九〇〇千円を投じ、受益二、二六八町から一万石の増収をあげる計画をもっている。

又団体営についてはいづれも新規で別表の如くである。

内容を見ると今後の方向は、江東地帯その他区内は区画整理の徹底、三多摩はかん排・島嶼は農道の整備に主力がそそがれるものと感ずる。

都下農村の将来に、明るい見通しを感じ、都農地課の事業推進に期待したい。

新中川沿岸第三土地改良区事業の概要

理事長 大場正雄

事業施行地は東京都の最東端江戸川区中部に位置する西一之江一丁目外三ヶ町にあり、地形は極めて単純であり起伏は殆んどなく勾配も東西に五千分の一から六千分の一を数える程度の平坦地である。過般国土計画により新中川放水路の開きが始まるや従来用排水系統は各所に寸断され完全に水源を断られたので全面的変更を余儀なくされた。これが為一部には用水不足に陥り干害を来したその被害は甚大に上った。かんがい計画の立案については用水源を都営江戸川用水に求め一之江伏越を通じ直接誘導せしむるに必要な幹線用水路を新設分水堰を経て自然かんがい可能化するに成功した。排水計画については従来の水路は南北に延びて居り逆勾配と地盤の沈下により因し排水は不能となり自然に湛水し湿地と化したのでこれ等の水路を廃止し東西の勾配を利用した排水路を新設、下流向排水路を経て機械排水により中川放水路へ排出したので湿地は全面的に乾田となりその効果は単年度に現れた。農道の改廃についても農業経営の機械的合理化に必要とする中四米から六米を新設し

た区画も整然となり合せて農地の集団化により労力軽減に役立つと見られる。結論として効用については主たる水源の確保により自然かんがいも充分となり、湿地単作地も乾田化して真作可能となり単年度に生産効果が現れた。

今後施行する換地処分並登記の完了時期は昭和三十三年末を以て終る。

この計画立案については東京都江東三区土地改良事務所の懇切な指導と当初より委託せる東京都土地改良協会の指導援助に対し深じんなる感謝を申上げたい。

協会日誌

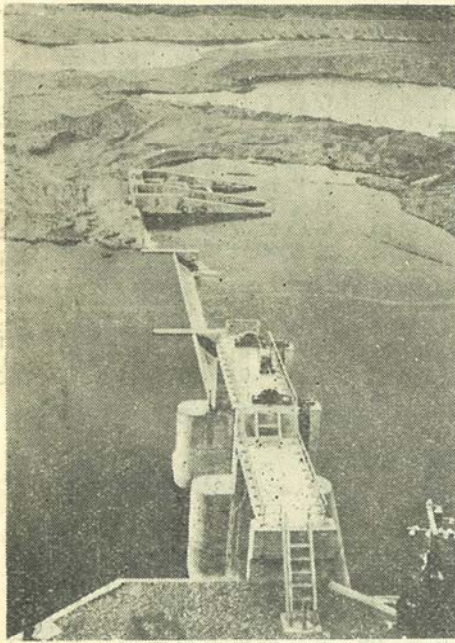
- 4 5 副理事長会開催地方連合会の組織運営方針その他につき協議
- 4 10 全国土地改良協会会議室に於て一都九県関東ブロック協議会を開催委託要項手数料基準の統一を図る
- 4 15 東京都土地改良だより第一号発刊
- 4 21 全国土地改良協会会議室に於て一都九県関東ブロック協議会を開催土地改良法改正法案国会通過成立により地方連合会の組織方針を協
- 4 23 大泉土地改良区換地換地処分以降の事務を受託する
- 5 26 一都九県関東ブロック土地改良協会連合会昭和三十三年度春期総会東京で開催
- 5 27 江戸川区鹿骨町外二ヶ町一三〇町歩区画整理基本調査事業事務を受託し測量に着手する。

全国土地改良協会 第五回定時総会開催

昭和三十三年五月二十日参議院議員会館に於て、理事らに引続き開催、当日朝からの雨をついて全会員出席農林省より井出農林大臣、安田農地局長列席、協会運営に関する議案決定後各ブロックより要望、意見の開陳あって当局との質疑応答を行ったが、特に竹山祐太郎会長から会員を代表して今国会を通じ、多年要望の懸案実現に奮闘された小枝農林水産委員長と農地局長安田善一郎氏に対し謝意を表明、満場拍手を以て迎えた感激の場面も展開され、また当日の意見要望の実行方法は常任理事会にはかかり、今後強力に推進されることとなった。東京都土地改良協会からは当日の総会に会長鈴木義頭主事林忠次郎が出席した。

都農地課係制度実施にともなう 事務分担きまる

- 農地指導係
- 一、土地改良法及び同施行法の運用に関すること。
 - 一、土地改良区の設立指導に関すること。
 - 一、旧耕地整理、旧水利組合に関すること。
 - 一、換地計画指導及び換地処分に関すること。
 - 一、換地処分登記事務指導に関すること。
 - 一、都営又は都県に亘る土地改良事業及び土地改良区に関すること。
 - 一、都営分担金賦課徴収に関すること。
 - 一、所有土地改良区財産の維持管理に関すること。
 - 一、農業水利権の調整に関すること。
 - 一、土地改良事業用地買収に関すること。
 - 一、公共事業の報告に関すること。
 - 一、都営事業の経理に関すること。
 - 一、助成事業の経理に関すること。
 - 一、土地改良事務所に関すること。
 - 一、失業対策事業における農業土木事業の企画に関すること。
 - 一、失業対策農業土木事業の経理に関すること。
 - 一、簡易失業対策農業土木事業の経理に関すること。
 - 一、失業対策農業土木事業の各種報告に関すること。



都営大丸用水改良事業

関係面積 322 町歩にわたる大丸用水は多摩川横断取入堰の新設工事中にて昭和33年度完了の予定。32年度は堰堤工事に着手し、事業費 9 千万円を以て 3 カ年継続事業として施行中で完成の暁は東京都、神奈川県の関係地域の水不足は解消し地元農民の期待も大である。

- 都営土地改良係
- 一、都営土地改良事業に関すること。
 - 一、大規模土地改良事業の計画実施に関すること。
 - 一、土地改良事業の基礎調査に関すること。
 - 一、国土総合開発計画および地籍調査に関すること。
 - 一、農地開発建設工事に関すること。
 - 一、開墾建設附帯工事に関すること。
 - 一、揚排水機用電力に関すること。
 - 一、農村建設計画における土地改良関係事業に関すること。
 - 一、離島振興計画における土地改良関係事業に関すること。
 - 一、失業対策農業土木事業の技術審査に関すること。
 - 一、簡易失業対策農業土木事業の技術審査に関すること。
 - 一、団体営土地改良係
 - 一、団体営土地改良事業に関すること。
 - 一、小団地開発整備事業に関すること。
 - 一、単独都費土地改良事業に関すること。
 - 一、農業土木関係の機械の斡旋指導に関すること。
 - 一、農地および農業用施設災害復旧事業に関すること。
 - 一、代行事業災害復旧に関すること。
 - 一、災害防止施設事業に関すること。
 - 一、島嶼および区
 - 一、三区(除江東)
 - 一、良事業および災害復旧事業の調査、計画、実施指導に関すること。
 - 一、農地交換整備事業に関すること。
 - 一、土地改良事業資金融資に関すること。

測量 一般
土地改良事業の設計
土地分筆合筆登記
手続 一切

川上工務店

土地家屋書司 川上 金平

本店 東京都練馬区豊玉北町六丁目一四
電話 091-0665 番
支店 東京都葛飾区青戸町一ノ一六五一
支店長 村山 光右
電話 094-318 番

測量 一般
区劃整理、土地改良手続
登記手続 一切

児玉測量事務所

児玉 周 治

東京都葛飾区下小松町一、二〇〇
電話 093-3701 番
連絡所 八王子市役所横山支所
電話 八王子 二七番
江戸川区本一色町二三七
光照寺 電話 094-534 番

土地改良区検査結果

昭和三十一年度定期検査を
実施した結果検査対象地区
の一般的状況は次の通りで
ある。

- (1) 組織運営状況について
定款規約その他の規程を整備している土地改良区にあつても、これらに準拠して事務を処理しているとは認められないものが多い。
- (2) 総会又は総代会の開催時期が適当でなく出席率も充分とはいえない。
- (3) 理事と、監事の職責の区分を明確に認識していない、理事、監事その他の委員をもって合同役員会なるものを開催し、事案を処理しているものが多い。
- (4) 理事会の開催に関する記録が充分でない。理事会議事録を充分整備している地区が少ない。
- (5) 組合員名簿、土地原簿の不備が全般的である。
- (6) 事業の完了した地区で維持管理を事業としない地区では事実上組織が消滅しており、その解散、清算の事務が放置されている。
- (7) 監査は全く行われていないか、実施しても会計の経理のみを対象として形式的に行われているに過ぎない。
- (8) 組合費等の賦課徴収状況について

(4) 法令、定款、規約等に基く適確な処理を行っているものは少く、土地改良区の賦課金として認められないものがある。

(5) 夫役の金銭換算及び賦課収納の取扱が正確でない。

(6) 会計経理状況
(イ) 予算決算の時期の遅延が多く、会計年度区分に従って適確に処理されていない。

(7) 特に予算の執行にあたり歳出予算の拘束を充分認識しないため、その更生又は流用措置を怠り予算に基く経理とは認められないものが多い。

◇検査結果に基く参考意見

全般的に、土地改良区関係者に土地改良法規についての研究不足がみられ、根本的には未だ土地改良区の性格に関する認識が不足していると認められる。

即ち事業施行についての意欲は盛んであつても、土地改良区という公共団体として法令に基いて施行するものであるということの意識が低い。土地改良区の組織運営面の事務処理については関心が薄く等閑視される傾向が認められる。

市町村あるいは東京都土地改良協会等において土地

改良区の事務を処理しない指導している地区についてはある程度関係帳簿の整備が行われているが、地元農民において事務を処理している地区では土地改良区事務の執行状況が不良である。事務専従職員のおけない地区は市町村乃至東京都土地改良協会の指導を受け事務処理の完璧を図る必要がある。

人事異動

都の係制度実施に伴い農地課及両事務所により次の通り人事異動があつた

農地課土地改良関係	農地指導係長	堺 通夫	東京都多摩土地改良事務所
	都営土地改良係長	岡崎 正男	事業第一係長
	団休営土地改良係長	大岡 弘	事業第二係長
		(四月十五日)	
東京都江東三区土地改良事務所	事業第一係長	亀田 熊市	技師補
	事業第二係長	下田 善四郎	技師
		(四月二十日)	
経済局農林部農地課	技師補	清水 喜一	
	技師	小沢 基	
	技師	芳野 民雄	
	技師	玉井 一男	
	技師	渡辺 富士夫	
	技師	山下 幸作	
東京都江東三区土地改良事務所	技師	高橋 久	
	技師	桑折 純夫	
	技師補	村野 清次	
	技師補	東 文男	
	技師補	馬場 邦夫	
東京都多摩土地改良事務所	技師	穴沢 千代吉	
	技師	上原 嘉太郎	
	技師	林忠次郎	
	技師	且田貞夫	
	技師	高橋章一	
	技師	鈴木春男	
	技師	閔 重之	
	技師	渡辺 和雄	
	主事補	佐藤 一郎	
	主事	小泉 博子	
	主事	小島 博子	

土地改良区画整理が実施されるまで(続二)

次に計画を樹立する際、費用と減歩率の問題であるが、この地区の計画は道路幹線を六米にとり、支線を四米の二本立にした。又かんがい排水計画は、排水に主眼を置き、水路幹線四・二米を改修し、準幹線三米、支線一・二米を新設した。

新区画制は各筆の一辺を必ず道路に沿わしめた。此の計画は大都市近郊の農業経営と云ふことを考えたので道路の巾員は比較的広いものとなり事業費も相当高額に昇つた。総事業を掲げると次の通りである。

種別	説明	費用	反当費用	摘要
設立費	土地改良区設立迄の一切の費用	四三、〇〇〇円	四九円	施行前台帳面積田畑計九四町五反
事務費	俸給備品消耗品、会議事務所維持、光熱、通信費等	一、八〇〇、〇〇〇	三、九三三	
業務費	一時利用地指令、確定測量	一、一〇〇、〇〇〇	一、七三〇	
工事費	換地計画、本登記申請迄	二八、三三三、〇〇〇	一、九三三	
その他	換地工、補償、工事雑費	八〇〇、〇〇〇	八四六	
計	償還利子雑費、予備費	三、五三三、〇〇〇	三、〇〇二	
地目別	施行前土地台帳面積	施行後面積	差引増減	摘要
田	九四、五二五反	八五、〇三三反	九、四九二反	農林漁業資金五、五〇〇千円借入
道路水路工場	九、〇三三反	一、九三三反	七、一〇〇反	利子計又此
宅地、鉄道用地社寺地	三、三三三反	三、三三三反	〇反	減歩率一割
計	一、一八六、〇〇〇	五、〇〇〇	一、八一四、〇〇〇	実施による地区全体の増歩

協会人事(職員)

土地改良(区画整理)事業事務受託の増加に伴い職員数の掌握、実績向上を計る為左の係を置く

事務長 林忠次郎

江東第一係 技師 且田貞夫

江東第二係 技師 高橋章一

多摩第一係 技師 鈴木春男

都区内係 技師 閔 重之

換地処分係 技師 渡辺 和雄

主事補 佐藤 一郎

主事 小泉 博子

主事 小島 博子